

会員 各位

佐倉カントリー倶楽部 施行細則一部改定について

倶楽部競技における行動規範の制定に伴い、佐倉カントリー倶楽部 施行細則の一部を下記のとおり改定致しますので、お知らせ申し上げます。

記

1. 改定内容

改定前	改定後
第5章 競技 第33条 倶楽部のローカル・ルールならびに競技規則および競技日程の制定またはその変更については競技委員会が起案し、理事会の承認を得て決定する。ただし、競技会で臨時に適用される競技規則等は競技委員会で定めることができる。	第5章 競技 第33条 倶楽部のローカル・ルールならびに競技規則および <u>行動規範</u> 、競技日程の制定またはその変更については競技委員会が起案し、理事会の承認を得て決定する。ただし、競技会で臨時に適用される競技規則等は競技委員会で定めることができる。

※改定箇所

2. 改定日

2021年1月1日（遡及）

以上